

約30年、1000万円過剰に返済した事例



弁護士法人
アディーレ法律事務所
代表弁護士・再生コンサルタント
石丸幸人（東京弁護士会所属）



「多重債務者の救済・支援のために、ヤミ金との交渉も積極的にこなす熱血弁護士。全国に約200万人いるといわれる多重債務者の救済のため、事務所の全国展開を目指して日々奔走中！」



現在注目を集める若手弁護士
34歳・北海道室蘭出身

●自民党内でも議論が続いていた貸金業規制法の改正案骨子が、先日ほぼ固まりました。金融庁が当初示していた案よりも、金利がもう一段引き下げられ、出資制限法の上限金利を、約3年間の間に、利息制限法の上限金利である15～20%まで引き下げ、いわゆる「グレーゾーン金利」を撤廃するという内容です。

●民事では違法となっても、刑事罰の対象とはならない出資法の上限金利は、現在の29.2%に引き下げられるまでに、4回の改正を経ています。かつて109.5%だった上限金利が、昭和58年の改正で73%に、昭和61年の改正で54.75%に、平成3年の改正で40.004%に、段階的に引き下げられました。

●本来であれば、利息制限法で定められた利息を支払うだけで良いものを、出資法の高率な上限金利が存在するがゆえに、利用者は莫大な利息を請求されて来ました。たとえば、私の依頼者の中には、大手貸金業者から約30年間、借入を継続した結果、利息制限法所定の利息よりも、1000万円過剰に返済を迫られたケースがあります。こうした数字を見ると、貸金業者がこれまで、どれほど莫大な利益を受けていたかが分かるでしょう。グレーゾーン金利があるために、本来は存在しもしない借金の返済を続けている人は、現在も大勢いらっしゃるのです。

●今回、改正案の骨子にグレーゾーン金利撤廃が盛り込まれたのは、弱者救済に向けた大きな一歩として評価することができます。しかし一方で、「半歩後退」ともとれる部分が残されたのは、非常に残念なことです。少額・短期の貸し出しに限っては、高い金利も認めるという「特例措置」の導入に関しては、見直しが行われなかった点です。

●金融庁の当初の試算によれば、この特例を利用する割合は、消費者金融利用者のうちの約4%に過ぎないとされています。当然、このような数値なら問題にならない、という考え方もあるでしょう。しかし「特例措置」の導入は、出資法と利息制限法というダブルスタンダードの撤廃を表看板として掲げながら、結局は金利の一本化という本来の主旨が、達成されていないことの証でもあるのです。グレーゾーン金利を撤廃する裏で、相変わらずグレーなゾーンが存続し続ける、と言い換えても良いでしょう。

●一日も早く「グレーゾーン」が撤廃され、本当の意味で金利が一本化されることを願わずにはいられません。

※ブログ<http://blog.livedoor.jp/adire1/archives/50663401.html>にも本件のコメントを掲載中です。是非ご覧ください。10月19日付け。

【アディーレ法律事務所について】個人の債務整理と中小企業の事業再生を専門にする弁護士事務所。代表弁護士の石丸幸人が、約二年前に、自宅の一室で弁護士業務をスタート。現在、所員は75名を超え、サンシャイン60に事務所を構えるまでに成長する。ヤミ金がらみの債務案件も積極的に取り組み、全国に200万人とも300万人ともいわれる潜在多重債務者の救済・支援のために、事務所の全国展開を目指して、日々積極的に業務を推進、拡大中。

★ 本ニュースレターの内容に関するご意見・お問い合わせ、および弁護士・石丸幸人への取材については、多重債務者の救済・支援に貢献できる内容であれば、いつでもご協力させていただきます。

<お問い合わせ> 弁護士法人アディーレ法律事務所 広報担当：三澤志洋（みさわゆきひろ）まで。

TEL03-5950-0268 FAX03-5950-0269 Email:staff2@adire.jp URL:<http://www.adire.jp>
東京都豊島区東池袋3-1-1 サンシャイン60/37F 〒170-6037